

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2021.1 VOL.29



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2021.1 VOL.29)

I 巻頭挨拶「令和3年年頭所感」

日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長…………… 1

II 主務省寄稿「令和3年年頭所感」

農林水産省 食品流通課 武田裕紀 課長…………… 3

経済産業省 商務・サービスグループ

商品市場整備室 黒須利彦 室長…………… 4

III 令和2年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について…………… 5

IV 2020年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について…………… 7

V 統計資料等

1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況…………… 10

2 店頭商品CFD取引の状況…………… 11

3 登録外務員数の推移…………… 13

4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧…………… 14

5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧…………… 14

6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について…………… 15

I. 巻頭挨拶

令和3年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

会 長 やま 山 ざき 崎 ひさし 恒

明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の措置のため、凶らずも例年になく静かな新年となりましたが、皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行とその対応に追われた一年でした。会員各社におかれましては、4月の全国的な緊急事態宣言の発出を契機に、感染予防の観点から示された新しい生活様式等を踏まえ、時差通勤やテレワーク（在宅勤務）等に取り組まれていると存じますが、その後も第2波、第3波と続いており、世界を取り巻く経済環境にも大きな影を落としています。各国で講じられている対策が功を奏し、一日も早い終息を願うばかりです。

このような中、7月27日に貴金属、ゴム及び農産物市場の上場商品を㈱大阪取引所に移管した㈱東京商品取引所では、9月に電力先物取引にマーケットメーカー制度を導入するなど、総合エネルギー市場に向けて力を入れています。大阪堂島商品取引所では、経営再建に向けた有識者会議「経営改革協議会」の最終提言を受け、本年4月1日の株式会社化とともに、8月のコメ先物取引の本上場を目指しています。

これらの取り組みにより、各取引所がますます発展されることを祈念しております。

日商協におきましては、㈱大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引に係る外務員資格の取得等について、日本証券業協会と協議して特例措置の導入を実現するなど、引き続き会員の皆様の金融商品取引業への円滑な移行を支援する一方、インターネットを利用した店頭商品CFD取引を取り扱う会員の皆様とコミュニケーションを図り、自主規制のあり方を検討するとともに、主務大臣から委任されている外務員の登録事務をはじめ、苦情・紛争等の処理、内部管理責任者制度の適切な運営等の自主規制機関として業務を行ってまいります。

さらに、効率的かつ効果的な協会の運営につきましては、第164回理事会（令和元年10月9

日開催)で承認された「日本商品先物取引協会の今後の運営方針」を踏まえ、令和2年度は総合取引所の誕生に伴う国内商品市場取引を取り扱う会員の営業収益の大幅な減少を見据えた事業計画、予算を作成しましたが、令和3年度につきましても、商品先物取引法で求められる自主規制機関としての機能を発揮し、商品先物取引業界の信頼性の向上に努めることを念頭におきつつ、会員の皆様から報告される令和2年の営業収益の結果を踏まえ、更なる業務の効率的かつ効果的な協会運営に取り組んでまいります。

本年は、日商協にとって非常に厳しい状況が続きますが、これまで以上に事業の内容を精査し、取り組むべき課題を遂行してまいり所存であります。

最後になりますが、会員の皆様方の更なるご支援をお願いいたしますとともに、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

令和3年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局 食品流通課
課長 武 田 裕 紀

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組まれ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただき、皆様に厚く御礼申し上げます。

昨年は我が国を含む世界全体が、新型コロナウイルスの感染拡大に直面し、学校の休校や飲食業の営業自粛、イベントの自粛などにより、国内の農林水産業、食品産業に大きな影響が生じました。このような中であって、日本商品先物取引協会及び会員の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただきましたこと誠に感謝申し上げます。

さて、商品先物取引業界をめぐっては、昨年7月の総合取引所化に伴う商品の移管により、大阪取引所で農産物を含む商品デリバティブ取引が開始されました。このような中、日本商品先物取引協会におかれましては、日本証券業協会に特定業務会員として加入した会員が反社会的勢力の照会制度を利用できるよう利用規約を一部改正されるなど、御尽力いただいていることに感謝申し上げます。引き続き、会員が円滑に業務を遂行できるよう日本商品先物取引協会の御協力をお願いするとともに、農林水産省といたしましても経済産業省と協力してサポートして参ります。

また、昨年は会員の保有する個人情報的大量に漏えいする事案が相次いで発生したことを受け、主務省として日本商品先物取引協会に対し「商品先物取引業者が保有する個人情報の適切な管理の徹底の周知について」を発出し、農林水産省としてアンケート調査やヒアリングを実施したところです。あらためまして、個人情報管理に対する責任者の設置や従業員への教育等の体制の整備、外部からの不正アクセスに対する対応強化やデータ等の持ち出し防止等の情報漏えい対策の実施など、顧客の皆様の信頼回復を第一に、各社代表者のイニシアチブによって個人情報の適切な管理の徹底を図るとともに、漏えい事案が発生した場合は速やかな報告をしていただきますようお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、委託者保護に配慮し、先物市場の信頼性の高い市場環境の整備に向けて御尽力いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

令和3年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
商品市場整備室長 黒 須 利 彦

令和3年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政に御理解と御協力を賜りまして、御礼を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引法の自主規制機関として、自主規制の徹底、紛議の解決、外務員の研修・登録等の業務を着実に執行し、会員企業のコンプライアンス体制の確立及び苦情件数の減少に多大な貢献をしてくれました。また、会員企業におかれましても、変化するビジネス環境や自主規制への対応など日々取り組んでいただいております。

特に、昨年は、7月に総合取引所が始動し、商品先物業界にとって規制内容や取引が激動した大きな節目の年となりました。こうした動きに対応すべく、日本商品先物取引協会や各会員企業などの関係各位の様々な御尽力や御理解に対して、改めて感謝を申し上げます。引き続き、業界全体として、コンプライアンス体制維持への御協力をお願い申し上げます。

また、昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、我が国のみならず、世界的に、経済活動や国民生活に大きな影響が生じた年でありました。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、各国で経済活動や移動の制限が行われ、その結果、昨年春には、想定を超える石油の需要減少を招いた一方で、米国、サウジアラビア、ロシアなどの主要産油国が石油生産のシェアの維持を図る攻防を繰り広げ、石油価格も大きく乱高下いたしました。商品先物取引はまさにこうした先の見えにくい時にこそ、力を発揮する「産業インフラ」です。東京商品取引所に試験上场されている電力、発電用燃料となる石油やLNGなどの商品先物取引は、「産業インフラ」としての機能がしっかりと発揮されることが求められています。

さらに、昨年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、我が国が2050年にカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。現在、この実現に向けた様々な議論が始まっています。電力や化石燃料などのエネルギーも、こうした議論の中に位置付けられていくものです。東京商品取引所のエネルギー市場においても、関係者のニーズを的確に捉え、更に発展していくことが期待されます。

今年は、十干十二支の「辛丑（かのとうし）」です。前回の辛丑にあたる1961年には、ガガーリンが世界初の有人宇宙飛行を成し遂げました。私が前職で赴任したモスクワの自宅近くに、このガガーリンが空に向かって力強く飛び立つ大きな記念碑がありました。今回の辛丑は、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様にとっても、大きな飛躍の一年となることを祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

Ⅲ. 令和2年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

内部管理責任者制度に関する研修を以下のとおり実施いたしました。

1. 内部管理責任者等研修

内部管理責任者等研修は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「本規則」という。）に基づき、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、同研修がその資格を付与するものとして位置付け、実践的な知識の習得を目的としています。また、既に内部管理責任者や営業責任者の任に就いている方（以下「既資格取得者」という。）に対しても、いま一度、同制度の趣旨や職務上期待される役割等について確認していただくとともに、法令遵守関連業務に関する最新情報を習得していただくとの観点から、本研修の受講を許容しています。

令和2年度の研修は、6月と12月の2回開催しました。両回とも新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から You Tube を利用した動画配信方式により実施し、12月に開催した本研修会には、動画配信期間（12月8日から翌令和3年1月25日）中に会員等15社79名の方が受講しました。

令和2年度 内部管理責任者等研修開催日程一覧

	開催期間	実施方法	受講社数／受講者数	修了証書発行社数 ／修了者数
1	6月8日(月)～7月22日(水)	動画配信方式	19社／88名 (うち既資格取得者4名)	18社／84名
2	12月18日(金)～1月25日(月)	動画配信方式	15社／79社 (うち既資格取得者54名)	11社／25名
2回開催			34社／167名	29社／109名

(注) 受講社数、受講者数及び修了証書発行社数は延べ数です。

内部管理責任者等研修の内容等

内 容	担 当
第一部 「内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割及び総合取引所体制下の外務員資格、内部管理責任者資格について」 (45分)	事務局 (研修登録担当)
第二部 内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について (80分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保賢太郎 氏
効果測定／理解度確認テスト	

2. 内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）

内部管理総括責任者等研修（以下「総括責任者等研修」という。）は、本規則第13条第1項に基づき、事業年度ごとに内部管理総括責任者に対して受講が義務付けられており、その目的は、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスク・マネジメントを含めた実践的な知識の習得としています。なお、法人顧客のみを有している会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人の代わりに本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められています（代理受講）。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければなりません。その配置人数が少数である場合には、当該社内研修に代えて同研修を受講させることができるとされています（代替措置）。

令和2年度の総括責任者等研修についても、内部管理責任者等研修と同様に You Tube を利用した動画配信方式により実施し、代理受講を含めた 42 社 42 名の内部管理総括責任者が受講するとともに、代替措置として、17 社 43 名の内部管理責任者等が受講しました。

研修の開催日・開催形式・受講者数等及び講習内容は以下の通りです。

令和2年度 内部管理総括責任者等研修

開催期間	実施方法	内部総括管理責任者 受講社数／受講者数 (うち代理受講)	代替措置による受講 受講社数／受講者数	受講者数
12月18日(金)～ 1月25日(月)	動画配信方式	42社／42名 (8名)	17社／43名	85名

内部管理総括責任者等研修の内容等

内 容	担 当
内部管理総括責任者に求められるコンプライアンスの確保について (95分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保賢太郎 氏
アンケート	

文責：谷口

IV. 2020年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、2020年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、2019年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分	2020 年	2019 年	対前年 増減
相談（問い合わせ）	261	208	+53
苦情	6	0	+6
紛争仲介	19	10	+9
苦情から紛争仲介に移行したもの	(2)	(1)	(+1)
紛争仲介に直接申出されたもの	(17)	(9)	(+8)

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 相談センターでは、次に掲げる相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者との取引に係るもの

（単位：件）

2020 年													合計	2019 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
34	18	34	39	29	20	27	11	11	11	16	11	261	208	

(1) 受付件数

相談受付件数は261件で、前年（208件）からは53件の増加となりました。

(2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が37件で最も多く、次いで「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」が18件、「勧誘に関するもの」が14件、「店頭商品デリバティブ取引（CFD等）に関するもの」が13件、「売買に関するもの」と「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が各12件で続いています。

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員等に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

2020年													合計	2019年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0

(1) 受付件数

苦情受付件数は6件で、前年（0件）からは6件の増加となりました。

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員等が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士が担当あっせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料（第2回期日以降）の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくこととなります。

(単位：件)

区 分	2020年	2019年
申出件数	19	10
前年（12月末時点）処理中件数	4	3
終結件数	16	8
（解決）	(13)	(6)
（打切り）	(3)	(2)
（取下げ）	(0)	(0)
12月末時点処理中件数	7	5

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は19件で、前年（10件）からは9件の増加となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が8件、「仕切回避類型」が5件、「その他」が4件、「過当売買類型」が2件となりました。

(3) 処理状況

2020年の申出19件と2019年12月末に処理中であった4件を合計した23件のうち、終結した件数は16件で、このうち解決が13件、打切りが3件となりました。

この結果、2020年12月末時点で処理中の件数は7件となりました。

4. 苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

苦情

（単位：件）

2020年													合計	2019年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0

紛争仲介に直接申出されたもの

（単位：件）

2020年													合計	2019年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
2	0	2	1	2	1	4	1	0	3	0	1	1	17	9

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

（単位：件）

2020年													合計	2019年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
4	0	3	3	2	2	4	1	0	3	0	1	1	23	9

(1) 受付件数

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）の受付件数は23件で、前年（9件）から14件の増加となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が10件、「仕切回避類型」と「その他」が各5件、「過当売買類型」が2件、「連絡不備類型」が1件となりました。

文責：原田

V. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

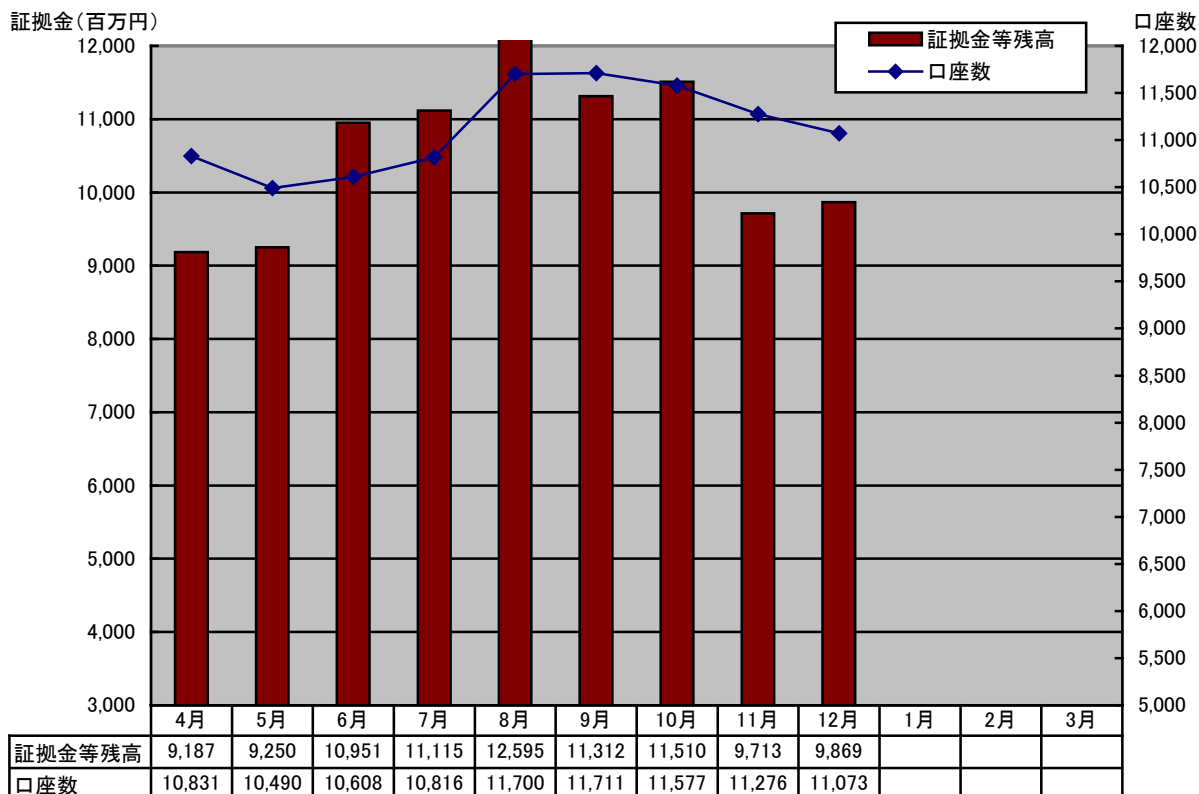
年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取引組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R元年度	41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15	
R 2 年 度	4月	41	25	3,451	294	3,355	1,662	1,296	3
	5月	41	25	2,627	358	2,576	1,648	1,125	2
	6月	41	25	3,161	361	3,087	1,651	1,262	2
	7月	41	24	2,485	181	2,316	1,593	953	4
	8月	40	23	941	172	941	1,565	170	1
	9月	39	22	1,117	169	1,117	1,505	174	0
	10月	39	22	1,154	166	1,153	1,460	198	3
	11月	39	22	1,118	150	935	1,449	173	0
	12月	39	22	962	143	921	1,449	162	1
	合計			17,016		16,480		5,513	16
前年度 4～12月比			58.3%		58.0%		34.0%		

- 1) 商先業者数、国内市場取引組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

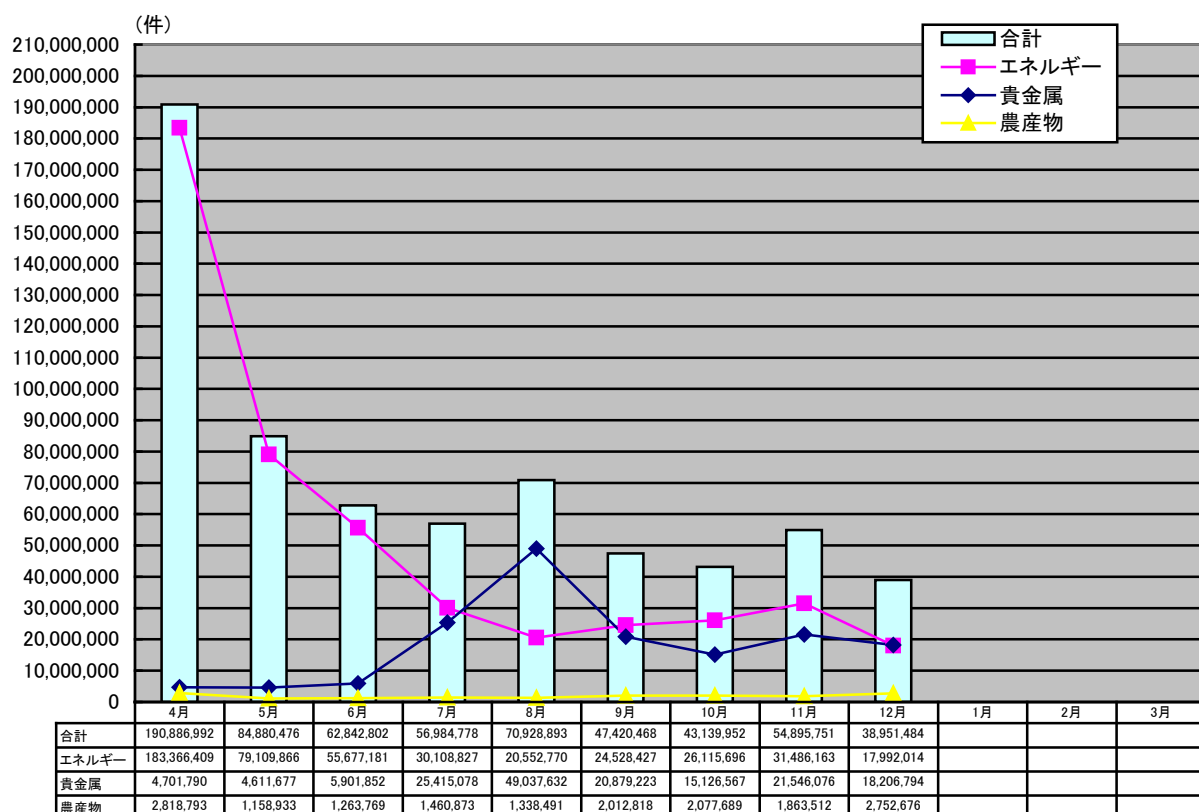
出典：国内市場売買枚数は令和2年7月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取引組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）、それ以外は協会調べ

2. 店頭商品CFD取引の状況

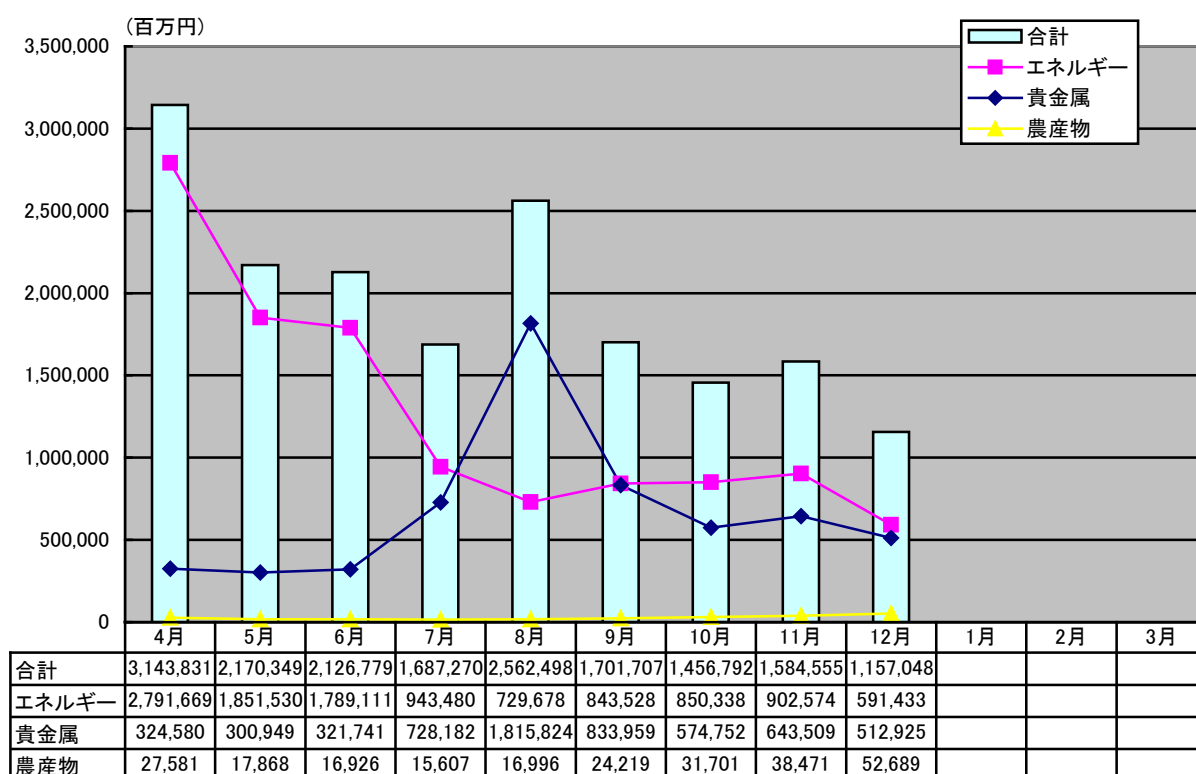
(1) 2020（令和2）年度 月末証拠金等残高と口座数



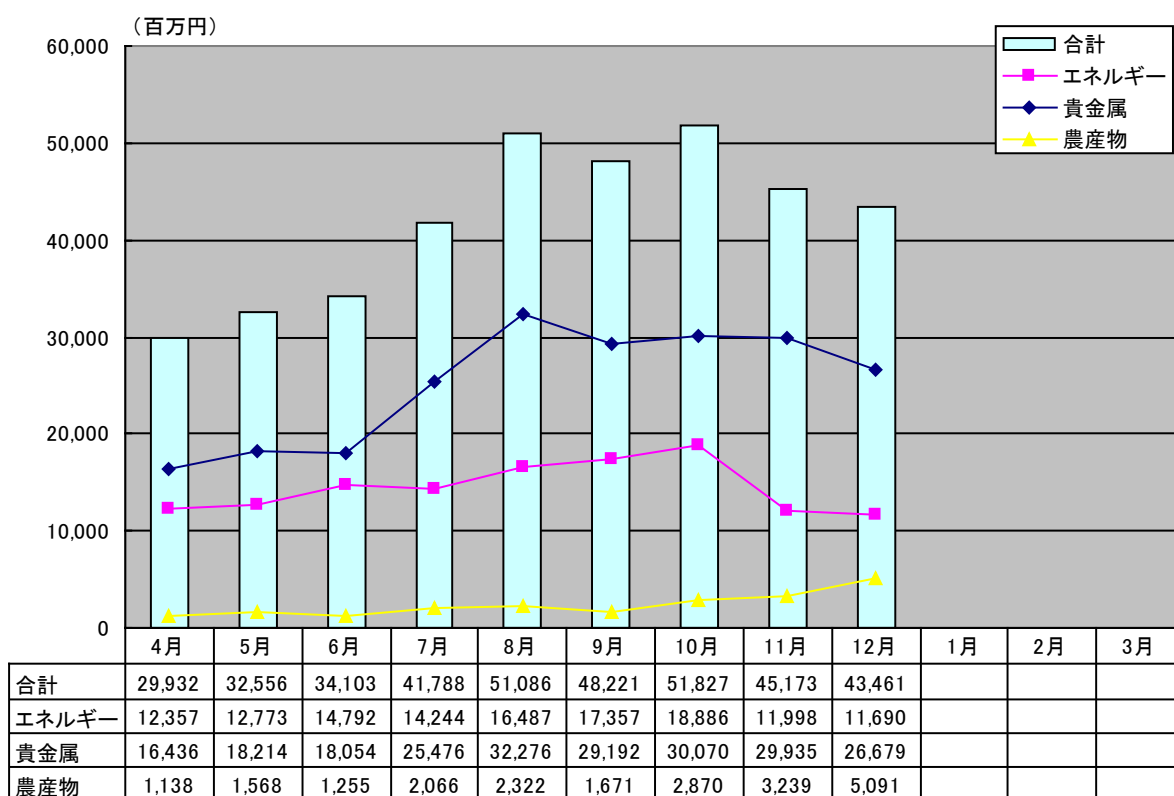
(2) 2020（令和2）年度 月間取引件数



(3) 2020（令和2）年度 月間取引金額



(4) 2020（令和2）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和元年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 2 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	22,467	1,677	147	73	10	0	31	4	1	482	25	6	22,058	1,662	141
5 月	22,058	1,662	141	67	0	0	93	29	0	189	14	0	21,936	1,648	141
6 月	21,936	1,648	141	140	20	0	64	9	2	242	17	1	21,834	1,651	140
7 月	21,834	1,651	140	286	10	0	113	40	0	112	8	0	22,008	1,593	140
8 月	22,008	1,593	140	190	7	0	62	6	1	282	35	0	21,916	1,565	140
9 月	21,916	1,565	140	178	8	1	85	7	0	156	68	0	21,938	1,505	141
10 月	21,938	1,505	141	53	3	0	48	26	0	323	48	2	21,668	1,460	139
11 月	21,668	1,460	139	132	6	0	48	13	0	95	17	0	21,705	1,449	139
12 月	21,705	1,449	139	768	20	0	56	14	0	138	20	1	22,335	1,449	138

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※令和2年12月31日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000名以上	1	0
5,000名以上 10,000名未満	1	0
1,000名以上 5,000名未満	1	0
500名以上 1,000名未満	0	0
450名以上 500名未満	0	0
400名以上 450名未満	0	0
350名以上 400名未満	0	0
300名以上 350名未満	0	0
250名以上 300名未満	2	1
200名以上 250名未満	1	1
150名以上 200名未満	1	1
100名以上 150名未満	3	3
50名以上 100名未満	7	3
25名以上 50名未満	6	5
10名以上 25名未満	7	5
10名未満	9	3
合 計	39	22
外務員総数(名)	22,197	1,449

注) 登録外務員数1,000名以上の3社はいずれも銀行である。

銀行関係(6社)の外務員数は20,500名であり、全体の92.4%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※令和2年12月31日現在

(単位：社)

10名以上	2
10名未満	1
合 計	3
外務員総数	138名

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](https://www.tocom.or.jp/jp/)（「マーケット情報」または「ヒストリカルデータ」） <https://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](https://www.ode.or.jp/)（「相場表」又は「ヒストリカルデータ」） <https://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
日本商品委託者保護基金 [経営統計年報等](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所（[先物・オプション入門](https://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html)）

<https://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>

大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](https://www.ode.or.jp/)」） <https://www.ode.or.jp/>

日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>

” [（産業界の皆様へ）](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6) <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>